

長崎県市町消防広域化推進計画の概要

自主的な市町消防の広域化の推進に関する基本的な事項

消防広域化の流れ

消防庁長官による基本指針の策定

都道府県による消防広域化推進計画の策定

広域化対象市町による広域消防運営計画の作成

広域化の対象は、常備消防(消防本部)であり、消防団はその対象ではない。
広域化は、市町、住民、消防関係者のコンセンサスを得ながら推進する。

市町消防の現況及び将来の見通し

1 消防の現況

現在、県下には、7消防本部(局)と3組合消防本部の計10消防本部(局)があり、このうち4本部は離島地域となっている。管轄人口規模別では、50万人台が1本部、30万人台が1本部、20万人台が1本部、10万人台が1本部で、それ以外の6消防本部は5万人未満の小規模消防本部である。

2 市町消防の将来

(1) 災害や事故の多様化及び大規模化

近年、国内の地震発生状況を見ると、これまで想定されていなかった地域で、大規模な被害を伴う地震が頻発している。特に、福岡県西方沖地震では、本県においても負傷者や住家全焼や港湾漁港施設損傷などの被害が生じ、全国どこにおいても地震は発生し得るという認識により地震等防災対策を見直すことが急務となった。

(2) 人口減少と高齢化率の上昇

国立社会保障・人口問題研究所が実施した平成47年(2035年)の人口予測では、本県人口は111万人となり、平成17年(2005年)に比して24.4%の減少となっている。併せて、高齢者の増加に伴う救急出場の増加や地域の消防を担っている消防団員の不足も懸念されるなど地域における消防防災力の低下が憂慮される。

広域化の必要性と広域化対象市町の組合せ

1 市町消防の広域化の必要性

(1) 地震等の大規模災害への対応力の向上

本県では福岡県西方沖地震の発生を受けて平成18年3月に「長崎県地震等防災アセスメント調査報告書」を公表した。この報告書の中で、最大の被害を想定している雲仙地溝南縁東部断層帯と西部断層帯が連動した場合の人命被害は6市2町・3消防本部管内で2424名の死亡が予測されている。消防本部の区域を越えた地震等の大規模災害への対応にあっては、全県的被災情報の迅速な収集とそれを踏まえた部隊運用が求められるが、現状の10本部体制では全県的被災情報の迅速な収集に困難が予想され、ひいては的確な初動体制の確保、統一的指示による部隊運用は困難となることから、消防本部の広域化を推進する必要がある。

(2) 人口減少への対応

2035年の本県の将来人口予測を消防本部別に見ると人口が半減する本部もあり、人口減少に伴い財政規模が縮小する中で、各消防本部にあっては、消防職員数の見直しをはじめとして、消防力の維持が大きな問題となることが予測される。

この状況に対応するためには、消防本部事務の効率化はもとより、指令及び内務事務等の集中化(広域化)による現場職員の確保など消防サービスを維持するための方策の確実な実行が求められる。

2 広域化対象市町の組合せ

(1) 組合せについての基本的な考え方

各市町の意見を尊重し自主的な市町の消防の広域化を推進する。
管轄人口30万人以上に関わらず、すべての消防本部(構成市町)を広域化の対象とする。

各市町が有する地域の事情を十分考慮する。

(管轄面積の広狭、交通事情、島嶼部などの地理的条件、広域行政、地域の歴史、日常生活圏、人口密度及び人口減少などの人口動態等)行政区画が2つの消防本部の管轄に分かれている状況を解消する。

(2) 組合せ

広域化対象市町の組合せについては、上記(1)の基本的な考え方に基づき各市町の意見を総合的に勘案したうえで、県としては県下1消防本部案を広域化の基本案とする。

消防の広域化を推進するために必要な措置に関する事項

県においては、自主的な市町の消防の広域化を推進するため、広域化対象市町が「広域消防運営計画」を作成し、広域化を実現するまでの間、必要な調整及びその他の必要な援助が行える体制を整備する。

広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項

県下1消防本部体制の構築を目指すにあたっては、離島を有する本県の特殊性等を踏まえ、県内5本部案等を含め段階的に推進することも有効な方法である。また、消防本部の内部組織として、現行消防本部等の区域を管轄する「消防方面本部」を設置し運用することも考えられる。

市町の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項

- 1 消防団との連携の確保
- 2 構成市町の防災・国民保護担当部局との連携の確保